新潟県条例第30号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

		改	正	後				改		正	前	
別表 (第3条関係)						表(第3	条関	係)			
	名	称	位	置		4	Ż	称		位		置
	(略)					(略	<u>}</u>)					
	旭町	住 宅	小千谷市旭	「及び大字薭生乙		旭	町	住	宅	小千谷市旭町	及び大	字薭生乙
						千	ĮΙΧ	住	宅	加茂市千刈1	丁目	
	(略)					(略)						

附則

この条例は、公布の日から施行する。